

次のとおり条件付き一般競争入札を実施します。

令和8年4月15日

徳島県知事 後藤田 正純

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
警備員指導教育責任者講習業務及び現任指導教育責任者講習業務委託
- (2) 委託業務内容
入札説明書（仕様書）のとおり。
- (3) 委託業務期間
令和8年6月1日から令和9年3月31日までの間
- (4) 委託業務箇所
入札説明書（仕様書）のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 入札参加資格
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
 - ウ イの審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
 - エ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - オ 3に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者であること。
 - カ 本店、支店又は営業所等を徳島県内に有していること。
 - キ 法人その他の団体の役員のうち警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第3条第1号から第7号までのいずれかに該当するものがないこと。
 - ク 役員構成が委託に係る業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - ケ 委託にかかる業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務的能力並びに十分な経理的基礎及び社会的信用を有するものであること。
 - コ 委託に係る業務の遂行に必要な講師（警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であって、最近3年間に警察庁の示す講師講習会の課程を修了したものなどをいう。）を有していること。
 - サ 講習の講師として、1に掲げる委託業務の履行場所に、法第2条第1項各号の警備業務の区分ごとに1日4人以上配置できること。なお、講師が担当する講習時

限は、1日1人当たりおおむね2時限とする。

シ 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第6条に規定する排除の対象となっていないこと。

(2) 資格審査の申請方法

ア 2の(1)のイにおいて、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、下記に示す場所において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して、令和8年4月27日（月）午後5時までに下記に示す場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）審査結果の通知については、申請者へ通知が行われる。

資格審査担当場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2067

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

イ この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す講習講師資格確認申請書を、入札説明書に示す期限までに入札説明書に示す場所へ添付書類を添えて提出し、資格の確認を得ること。

3 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 交付場所

徳島市万代町2丁目5番地1

徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係

電話番号 088-622-3101

ファクシミリ番号 088-652-4410

(2) 交付期間

令和8年4月15日（水）から同月23日（木）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定する休日を除く。）

4 入札に関する問い合わせ

令和8年4月24日（金）午後4時までに3の(1)に示した場所に文書で行うこと。（ファクシミリも可とする。）

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和8年5月14日（木）午前9時30分

イ 場所

徳島県徳島市万代町2丁目5番地1

徳島県警察本部1階入札室

ウ 入札書の提出方法

直接持参

(2) 入札方法

入札金額は、本事業委託に関する総価を記載すること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 2に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

エ 同一事項に対してした2通以上の入札

オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

キ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) その他

詳細は、入札説明書による。